

議案第110号

大阪市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する基準を 定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）第17条第3項及び第24条第1項の規定に基づき、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第8条に規定する技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識及び保全調整池が存する旨を表示した標識の設置に関する基準を定めるものとする。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置に関する基準)

第2条 法第17条第3項の標識の設置に関する基準は、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号。以下「施行規則」という。）第17条に定めるところによる。

(保全調整池の標識の設置に関する基準)

第3条 法第24条第1項の標識の設置に関する基準は、施行規則第23条に定めるところによる。

(施行規則等の改正に伴う経過措置)

第4条 施行規則（施行規則を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している法第17条第3項の標識又は法第24条第1項の標識が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年 2 月 15 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、政令で定める技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識及び保全調整池が存する旨を表示した標識の設置に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

特定都市河川浸水被害対策法（抄）

（工事完了の検査等）

第17条 省 略

2 省 略

3 都道府県知事は、雨水貯留浸透施設の設置を伴う第1項の工事について、前項の検査の結果当該工事が第11条の政令で定める技術的基準に適合すると認めるときは、遅滞なく、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県（当該雨水貯留浸透施設が指定都市等の区域内にある場合にあつては、当該指定都市等。第6項から第8項までにおいて同じ。）の条例で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）に、当該技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識を設けなければならない。

(1) 雨水貯留浸透施設の敷地である土地

(2) 建築物等に雨水貯留浸透施設が設置されている場合にあつては、当該建築物等又はその敷地である土地

4 - 8 省 略

（標識の設置等）

第24条 都道府県知事は、保全調整池を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県（当該保全調整池が指定都市等の区域内にある場合にあつては、当該指定都市等。次項において準用する第17条第6項から第8項までにおいて同じ。）の条例で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等に、保全調整池が存する旨を表示した標識を設けなければならない。

(1) 保全調整池の敷地である土地

(2) 建築物等に保全調整池が設置されている場合にあつては、当該建築物等又はその敷地である土地

2 省 略